

公的研究費に係る適切な運営管理について

公益財団法人エイズ予防財団（以下「当財団」という。）における不正防止計画を踏まえ、公的研究費における適正な予算執行を行うため、次のとおり定める。

- 1 当財団が管理する公的研究費の管理については、当財団経理規程に基づくほかこの定めによる。
- 2 予算の執行状況及び発注段階での支出財源・科目等の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく管理しなければならない。
- 3 公的研究費の発注・検収業務及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理はすべて事務部門が行う。研究者による直接発注は認めない。
- 4 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツの開発・作成、機器の保守・点検等）に関する検収方法は、次の方法によることを原則とする。
 - (1) 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程等の詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする。
 - (2) 成果物がない機器の保守・点検等の場合、検収担当者が立ち会い等による現場確認を行う。
- 5 発注しようとする取引業者については、すべての取引業者に対し、当財団職員との不正発生防止のため、誓約書（別紙様式）の提出を求め、未然の不正防止対策を行う。
- 6 研究資金の不正使用が発生した場合、不正使用に関与した業者等について取引停止等の措置を講ずるものとする。
- 7 研究代表者等並びに競争的資金等の運営及び管理等業務を担当する職員は、次の各号で定めるとおり、それぞれの責任と権限により、競争的資金等の適正な執行の確保及び不正使用の防止に努めなければならない。

- (1) 研究代表者は、当該課題における研究開発の責任者として運営及び管理を担い、当該課題に参画する研究者等を統括するとともに、当財団の他規程等及び当該競争的資金等の取扱要項・交付条件等を遵守する。
- (2) 研究課題に参画する研究分担者は、当該課題の代表者の運営及び管理の下、分担する研究開発を誠実にを行い、当財団の他規程等及び当該競争的資金等の取扱要項・交付条件等を遵守する。
- (3) 前2号のほか、統括管理責任者の統括指揮の下、競争的資金等の運営及び管理等業務を担当する職員は、当財団の他規程等及び当該競争的資金等の取扱要項・交付条件等を遵守する。